

令和6年11月定例会

県土整備委員会説明資料(その2)

企 業 局

目 次

I 提 出 案 件	3
1 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正について	3

I 提出案件

1 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正について

(1) 改正の理由

職員の給与に関する条例等の一部が改正され、扶養手当及び管理職員特別勤務手当の支給要件が改められること等に鑑み、所要の改正を行う必要がある。

(2) 改正の概要

ア 扶養手当及び管理職員特別勤務手当の支給要件を改めることとした。

イ 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対して、住居手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当を支給することとした。

ウ 特地勤務手当に準ずる手当を支給される職員との権衡上同手当を支給する必要があると認められる職員の範囲を拡大することとした。

エ アの一部について、所要の経過措置を講ずることとした。

(3) 施行期日

令和7年4月1日から施行する。